

# 2021年6月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

6月度の全体の相談受付件数は計99件で、前月度と比較すると15件増（新車関係10件増、中古車関係1件増、その他4件増）、対前年同月比では23件減（新車関係21件減、中古車関係10件減、その他8件増）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約38%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約82%（31件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（26件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約58%（57件）を占めています。

【相談者の内訳・2021年6月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	49	39	11	99
広告代理店	23	14	1	38
メーカー系ディーラー	15	9	2	26
自動車関係団体	0	0	1	1
中古車専門店	3	9	1	13
中古車情報誌社	1	1	1	3
メーカー	3	3	4	10
新聞社	2	1	0	3
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	2	1	5

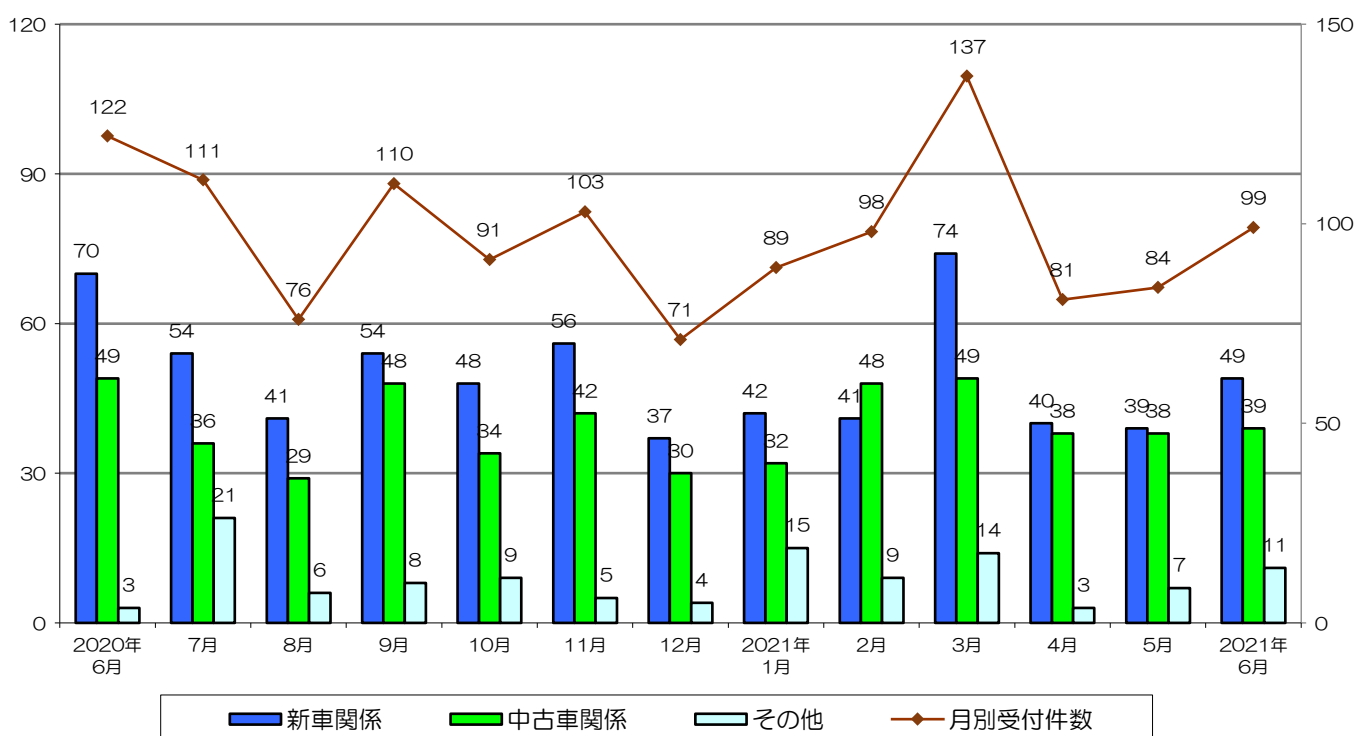


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	6
メーカー系ディーラー	31
中古車専門店	1
その他	0

【相談受付件数の推移・2020年6月～2021年6月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが52.3%、『特定事項』に関する問い合わせが20.5%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約73%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	44	89.8%	その他相談	0	0.0%
景品関係	5	10.2%	<b>合計</b>	<b>49</b>	<b>100.0%</b>

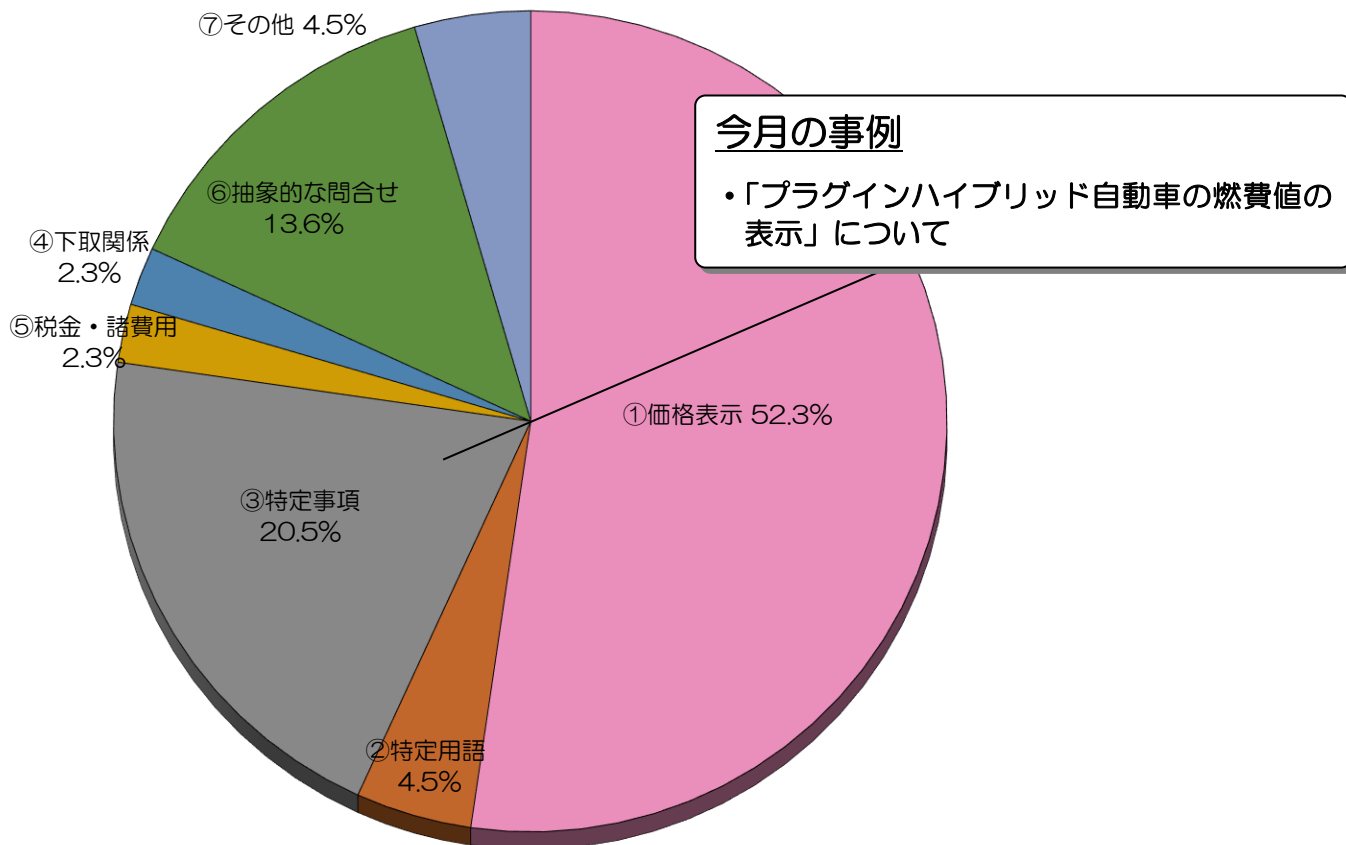
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>23</b>	<b>52.3%</b>	安全・性能	2	4.5%
表示方法	4	9.1%	特別仕様・限定	2	4.5%
付属品・特別仕様	4	9.1%	<b>④下取関係</b>	<b>1</b>	<b>2.3%</b>
値引き表示	9	20.5%	<b>⑤税金・諸費用</b>	<b>1</b>	<b>2.3%</b>
割賦・リース	6	13.6%	その他（税金・諸費用）	1	2.3%
<b>②特定用語</b>	<b>2</b>	<b>4.5%</b>	<b>⑥抽象的な問合せ</b>	<b>6</b>	<b>13.6%</b>
抽象的な用語	1	2.3%	広告表現の可否	5	11.4%
新発売等	1	2.3%	抽象的な問合せ	1	2.3%
<b>③特定事項</b>	<b>9</b>	<b>20.5%</b>	<b>⑦その他</b>	<b>2</b>	<b>4.5%</b>
ランキング	2	4.5%	<b>合計</b>	<b>44</b>	<b>100.0%</b>
燃費	3	6.8%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	40.0%	抽象的な問合せ	3	60.0%
			<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

【プラグインハイブリッド自動車の燃費値の表示】について】

Q. 展示予定のプラグインハイブリッド自動車のスペックシートに、WLTC モード燃費値（国土交通省審査値）を表示します。「ハイブリッド燃料消費率」と「交流電力量消費率」には、それぞれ「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値がありますが、これらの表示は省略しても問題ないでしょうか？

A. 展示車（スペックシート）及びカタログには、省エネ法に基づき、WLTC モード燃費値の他、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示することが必要です。  
表示内容等については、以下をご確認ください。

＜カタログ、店頭展示車（スペックシート）への表示（省エネ法に基づく規定）＞

1) 燃料消費率 ▶省エネ法に基づき、国土交通省審査値を全て表示※

- ①ハイブリッド燃料消費率（km/L）※「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モード
- ②交流電力量消費率（Wh/km） ※「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モード
- ③等価EVレンジ（km）

2) 「WLTCモード燃料消費率（国土交通省審査値）」である旨 ▶上記1) の近接箇所に表示

3) 以下のモードの説明

WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード

市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定

郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定

高速道路モード：高速道路等での走行を想定

4) 燃費に関する付記説明

▷「ハイブリッド燃料消費率、交流電力量消費率及び等価EVレンジは、定められた試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる」旨

▶広告宣伝の際の表示内容や方法等、詳細については[こちら](#)をご確認ください。

【正しい表示（展示車）の例：プラグインハイブリッド自動車】

ハイブリッド燃料消費率（国土交通省審査値）※1  ※2		km/L	30.1
	市街地モード	km/L	27.6
	郊外モード	km/L	32.5
	高速道路モード	km/L	29.8
交流電力量消費率（国土交通省審査値）※1  ※2		Wh/km	105
	市街地モード	Wh/km	93
	郊外モード	Wh/km	101
	高速道路モード	Wh/km	115
等価EVレンジ（国土交通省審査値）※1  ※2		km	59.8

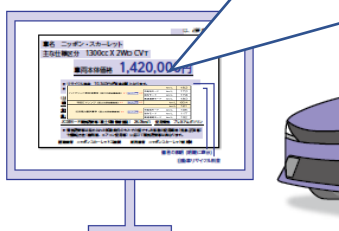
※1 ハイブリッド燃料消費率、交流電力量消費率及び等価EVレンジは、定められた試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なります。

※2 WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード

市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定

郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定

高速道路モード：高速道路等での走行を想定



### 3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが41.9%、『必要表示事項』に関する問い合わせが19.4%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約61%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	33	84.6%	その他相談	4	10.3%
景品関係	2	5.1%	<b>合計</b>	<b>39</b>	<b>100.0%</b>

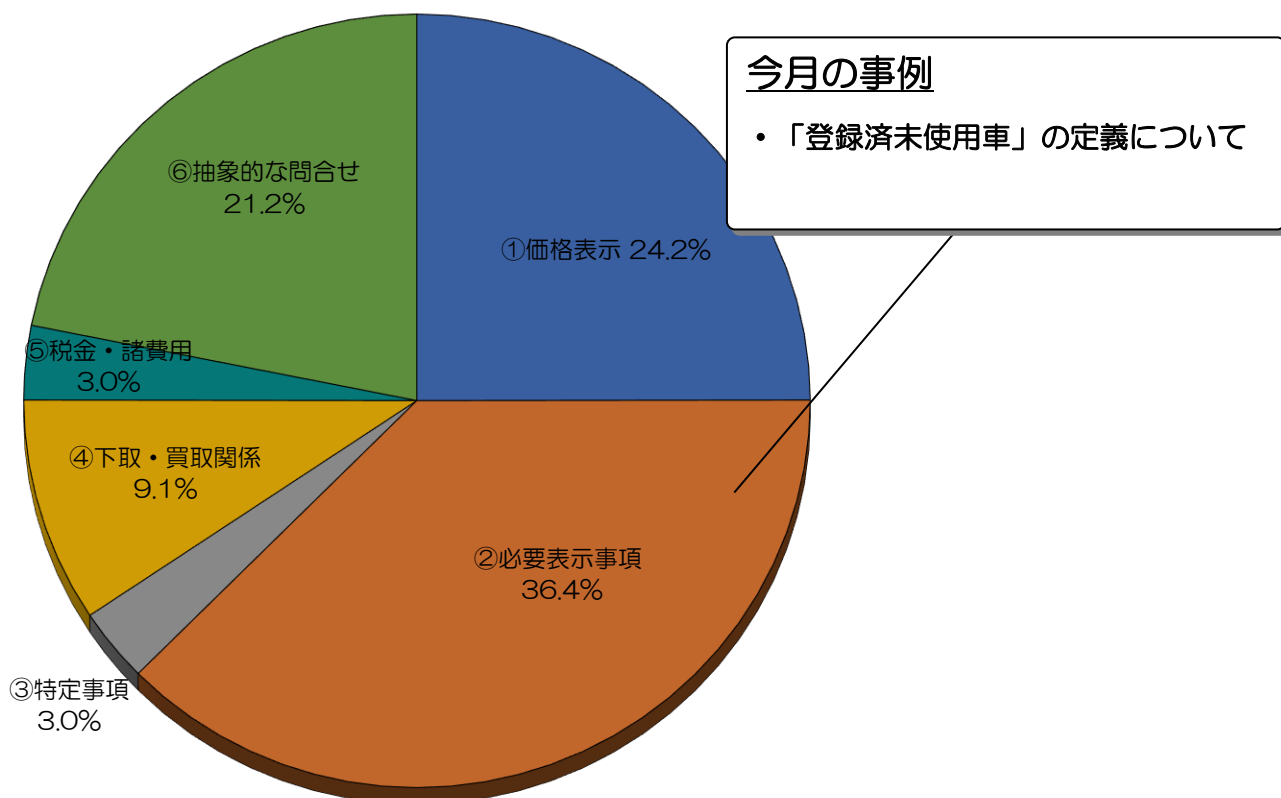
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>8</b>	<b>24.2%</b>	車台番号	1	3.0%
表示方法	3	9.1%	必要表示事項全般	4	12.1%
値引き表示	3	9.1%	<b>③特定事項</b>	<b>1</b>	<b>3.0%</b>
支払い総額	1	3.0%	最上級	1	3.0%
割賦・リース	1	3.0%	<b>④下取・買取関係</b>	<b>3</b>	<b>9.1%</b>
<b>②必要表示事項</b>	<b>12</b>	<b>36.4%</b>	<b>⑤税金・諸費用</b>	<b>1</b>	<b>3.0%</b>
使用区分	1	3.0%	その他（税金・諸費用）	1	3.0%
車検証の有効期限	1	3.0%	<b>⑥抽象的な問合せ</b>	<b>7</b>	<b>21.2%</b>
保証の有無	3	9.1%	広告表現の可否	2	6.1%
整備実施状況	1	3.0%	企画の可否	3	9.1%
修復歴の有無	1	3.0%	抽象的な問合せ	2	6.1%
			<b>⑦その他</b>	<b>1</b>	<b>3.0%</b>
			<b>合計</b>	<b>33</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	100.0%	<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳




広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

「登録済未使用車」の定義について

Q. 自社名義で新規登録後、社用車や代車として数回使用した車両を、中古車として販売する予定です。走行距離は400kmなので、当該車両を「登録済未使用車」と表示しても問題ないでしょうか？  
【問題となる広告表示の例】

登録済  
未使用車



**車両価格 135万円※**

スカーレット1.5MⅡ 2WD CVT

- 初度登録：2021年 ■検 2024年1月
- 走行距離：400km ■修復歴なし
- 定期点検整備あり（納車時）整備費用を価格に含む
- 保証付（メーカー保証：初度登録から3年又は6万km）
- リ済別 ■塗色：ブルー ■車台番号：503

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

A. 「登録（届出）済未使用車」とは、「初度登録（届出）された車両で、かつ、使用又は運行に供されていない車両（中古車）」です。

したがって、社用車や代車、試乗車等として「使用された車両」や、一旦ユーザー名義で登録（届出）された車両、また、例えば走行距離が100kmを超える車両など、「使用又は運行に供されたと考えられる車両」について、「登録（届出）済未使用車」と表示することはできません。

なお、使用又は運行に供されていない車両について、「登録（届出）済未使用車」と表示する場合は、以下を表示してください。

- 1) 単に「未使用車」と表示するのではなく、「登録（届出）済未使用車」と表示すること
- 2) 併せて、「初度登録（届出）された車両で、使用又は運行に供されていない中古車である」旨を明瞭に付記すること

【正しい広告表示の例】

登録済  
未使用車



**車両価格 138万円※**

スカーレット1.5SⅢ 2WD CVT

- 初度登録：2021年 ■検 2024年3月
- 走行距離：10km ■修復歴なし
- 定期点検整備あり（納車時）整備費用を価格に含む
- 保証付（メーカー保証：初度登録から3年又は6万km）
- リ済別 ■塗色：パープル ■車台番号：385

【登録済未使用車とは？】初度登録された車両で、使用又は運行等に供されていない中古車です

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。